

証券コード 7675
2022年3月8日

株主各位

名古屋市熱田区川並町4番8号
セントラルフォレストグループ株式会社
代表取締役 永津嘉人

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第3期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代え、書面又はインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2022年3月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時30分

2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール

3. 目的事項

報告事項 1. 第3期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第3期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以上

⑩新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネットによる議決権行使をご推奨申しあげます。

⑪ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.centralforestgroup.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記

なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記となります。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.centralforestgroup.co.jp>) において掲載させていただきます。

◎本株主総会における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応及びご出席される株主様へのお願いにつきまして、以下のとおりご案内いたします。

＜当社の対応につきまして＞

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で応対させていただきます。役員もマスク着用とさせていただきます。
- ・会場入口付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場入口付近で株主様の体調確認（検温等）をさせていただきます。その結果、体温が37.5度を超える等、新型コロナウイルス感染症の罹患等が疑われる株主様は、ご入場の制限等をさせていただく場合がございます。

＜ご出席される株主様へのお願いにつきまして＞

- ・マスクのご着用や会場入口付近に設置のアルコール消毒液のご使用など、感染予防にご配慮・ご協力いただきますようお願い申しあげます。

なお、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.centralforestgroup.co.jp>) に掲載させていただきますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席されない場合

- 書面による議決権行使
- 「スマート行使」によるご行使
- パソコン等によるご行使

行使期限

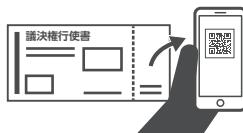
2022年3月23日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

行使期限

2022年3月23日(水曜日)
午後5時30分行使分まで

行使期限

2022年3月23日(水曜日)
午後5時30分行使分まで



議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
いただき、行使期限までに
当社株主名簿管理人に到着
するようご返送ください。

同封の議決権行使書用紙の
右下「スマートフォン用議決
権行使ウェブサイトログイン
QRコード」をスマートフォン
かタブレット端末で読み
取ります。

詳細につきましては4頁
をご覧ください。

にアクセスし、同封の議決権
行使書用紙に記載の議決権
行使コード及びパスワードを
ご利用のうえ、画面の案内に
従って議案に対する賛否を
ご登録ください。

詳細につきましては5頁
をご覧ください。

当日ご出席される場合

- 株主総会へ出席

株主総会開催日時

2022年3月24日(木曜日)

午前10時30分



同封の議決権行
使書用紙をご持
参いただき、会
場受付にご提出
ください。

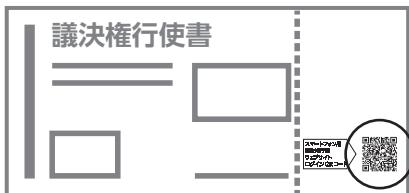
重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面(郵送)とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

●「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

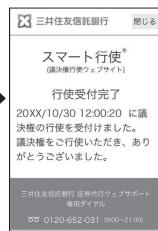
すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について
個別に指示する

③各議案について個別に 指示する



④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

画面の案内に従って各議案の
賛否をご入力ください。



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

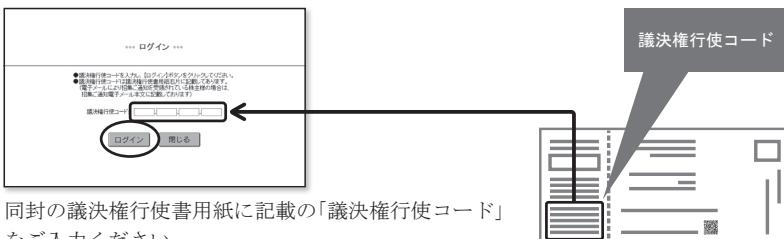
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

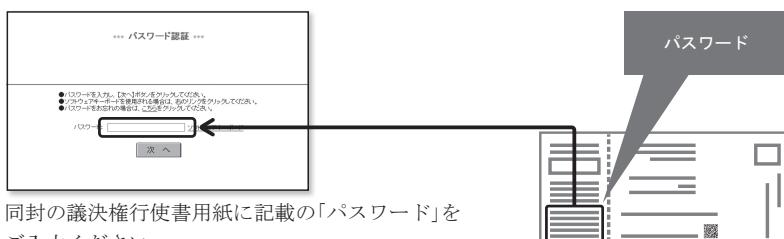
<https://www.web54.net>



②ログインする



③パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する

パソコン等の操作方法について

その他のご照会

0120-652-031

(9:00～21:00)

0120-782-031

(平日9:00～17:00)

事 業 報 告

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の食品流通業界を取り巻く環境は、2020年からの新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、長引く行動制限や移動の自粛、在宅勤務の浸透等により、巣ごもり需要が定着し内食需要は堅調に推移する一方、外食需要の低迷が続いております。ワクチン接種の進展等により新規感染者が全国的に減少に転じ、一時的に回復の兆しが見られましたが、11月にはオミクロン株の感染者が初めて国内で確認されるなど、依然として予断を許さない状況です。また、世界規模での需給バランスの変化から、原油高、原材料費・人件費の高騰による商品価格の値上げが続いております。加えて、デジタル化やサステナビリティ対応への世界的潮流が急速に強まっております。

このような状況の下、当連結会計年度よりスタートした5か年のグループ長期戦略に基づき、「アクセル2025 新しい時代における最適流通の創造～顧客と地域を支える信頼度No.1 グループへ～」を長期ビジョンとして取組みを進めてまいりました。また、長期ビジョン実現に向けた推進力強化を目的として「CFG長計委員会」と、物流、カスタマーサポート、カイゼン等の各事業会社の機能の相互活用と高度化を図ることを目的とした「営業サポート室」をそれぞれ設置し、グループ一丸となって取り組んでまいりました。そして事業会社の株式会社トーカンにおいては4月に給食市場への参入及び中食・惣菜向けの売上拡大を目的に、三給株式会社並びにその子会社である株式会社ヒカリをグループ化しました。また、国分中部株式会社においても7月に常温・チルド・冷凍一体の体制での三温度帯フルライン強化とお取引先へのサービスレベル向上を目的に、国分フードクリエイト株式会社から東海・北陸エリアの低温食品卸売事業を譲り受けました。

営業面について、各販売チャネルに対する活動は次の通りとなります。スーパーマーケットに対しては、既存得意先への深耕に加え、愛知三河・静岡エリアを重点エリアとし新規取引・拡大を進めてまいりました。外食・中食・給食に対しては、外食市場が低迷するなか中食市場をターゲットに新規開拓活動を進めてまいりました。特に惣菜カテゴリーにおいては、部門の垣根を超えたプロジェクトを立ち上げ、機能の融合による提案力の強化を図り、競合卸との差別化を進めてまいりました。ドラッグストアに対しては、売場提案活動による既存得意先との取引拡大や継続的な収益改善への取組みに加え、新商品及び差別化商品の提案も継続的に行ってまいりました。コンビニエンスストアに対しては、得意先の日商向上に向け、従来から推進している売場検証に基づくマーチャンダイジング活動において、東海エリアご当地商品の販売強化提案に加え、各種販促企画の効果を

上げるための提案活動を進めてまいりました。その他販売チャネルではEC事業者向けへの取引拡大を進めてまいりました。

物流面では、従来から推進しているカイゼン活動として、グループ合同でのプロジェクトによる庫内業務の改善を行うとともに、グループでの物流共配や車両の共有化等を進めてまいりました。また、“流通の森”、“最適流通”的考え方の下、同業卸企業との共同配送の実施やメーカー・物流業者・得意先等と連携した物流改善提案等あらゆる角度からコスト低減活動を進めてまいりました。

このような結果、当連結会計年度の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外食向けの不振、及び酒類を提供する飲食店向け卸売業の不振の影響があるものの、4月に連結子会社化した三給株式会社が寄与したことにより加え、7月に国分フードクリエイト株式会社から東海・北陸エリア低温食品卸売事業を譲り受けしたことにより、売上高は2,982億37百万円（前年同期比4.7%増）となりました。利益面では売上高増加による売上総利益の増加に加え、各種改善の取組みによる物流コスト抑制等により営業利益は11億53百万円（前年同期比35.9%増）、経常利益は14億51百万円（前年同期比27.4%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は関係会社清算益に加え、固定資産売却益を特別利益に計上したことにより10億52百万円（前年同期比61.9%増）となりました。

＜チャネル別売上実績＞

チャネル	2021年12月期(百万円)	対前年増減率比(%)
スーパーマーケット	124,859	6.1
外食・中食・給食	48,423	8.0
ドラッグストア	41,414	4.4
コンビニエンスストア	40,599	4.6
卸売業	33,886	△4.9
その他	9,053	10.8
合計	298,237	4.7

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資総額は6億16百万円で、その主なものは次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

新システムの2022年2月稼働に向けた情報関連投資 3億27百万円

製造工場の設備維持・更新及び生産性向上 1億6百万円

これらに要した資金は、自己資金の充当及びリース契約によっております。

(3) 対処すべき課題

今後の食品流通業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き想定される中、アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、食のライフライン機能を維持していくことが求められております。この2年間の行動制限から生活者の価値観、ライフスタイルは急速に変化しました。小売店等のリアル店舗での買い物から電子商取引や宅配、通販市場への消費行動の変化は拡大する傾向が今後も続くと想定されます。また、世界規模での需給バランスの変化から、原油高、原材料費・人件費の高騰による商品価格の値上げ傾向が今後も続くと考えられます。当業界においては、価格高騰への対応だけでなく、限りある資源の有効活用、温室効果ガス削減、食品廃棄物削減等、サステナブルを意識した経営も求められます。

このように環境が大きく変化する中、お取引先の要望や期待に応えていくためには、お取引先に対してできることは何かを常に考え、既存の枠組みを超えて変革し、貢献できることを拡げていく必要があると考えております。当社グループは、『食の最適流通を目指して「流通の森」を創造し、最も信頼される地域密着の御グループとして、お取引先様と社会の発展に貢献していきます。』をビジョンに掲げております。お取引先との強固な取組み関係を築き、新しい価値を共に創り上げていく森のような共同体「流通の森」を創造し、食の流通革新に挑み続けてまいります。

また、2021年を初年度とする5か年のグループ長期戦略にて、「アクセル2025 新しい時代における最適流通の創造～顧客と地域を支える信頼度No.1グループへ～」を長期ビジョンに掲げております。販売戦略・物流戦略の両輪での取組みを推進することで、東海・北陸エリアで質・量ともに地域No.1、顧客からの信頼度No.1を実現してまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第1期 (2019年12月期)	第2期 (2020年12月期)	第3期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (百万円)	297,469	284,793	298,237
経 常 利 益 (百万円)	1,910	1,139	1,451
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,923	649	1,052
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	257円71銭	74円00銭	119円80銭
総 資 産 (百万円)	103,992	104,317	111,468
純 資 産 (百万円)	28,206	28,140	28,545
1 株 当 た り 純 資 産	3,211円96銭	3,204円40銭	3,250円52銭

(注) 1. 当社は、2019年4月1日設立のため、それ以前の企業集団の財産及び損益の状況の推移については記載しておりません。

2. 設立第1期は、決算期の変更により2018年10月1日から2019年12月31日までの15か月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第1期 (2019年12月期)	第2期 (2020年12月期)	第3期 (当事業年度) (2021年12月期)
営 業 収 益 (百万円)	717	716	633
経 常 利 益 (百万円)	401	345	261
当 期 純 利 益 (百万円)	390	329	259
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	44円42銭	37円57銭	29円55銭
総 資 産 (百万円)	23,101	23,058	23,046
純 資 産 (百万円)	23,038	23,017	23,013
1 株 当 た り 純 資 産	2,623円51銭	2,621円07銭	2,620円62銭

(注) 1. 当社は、2019年4月1日設立のため、それ以前の当社の財産及び損益の状況の推移については記載しておりません。

2. 設立第1期は、2019年4月1日から2019年12月31日までの9か月間となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金（百万円）	当社の議決権比率（%）	主 要 な 事 業 内 容
株式会社トーカン	1,243	100.0	食料品を中心とする各種商品の卸売業、製造加工、日用一般品の販売等
国分中部株式会社	500	100.0	酒類・食品・関連消費財にわたる卸売業
三 給 株 式 会 社	70	100.0	給食向け食品卸売業

(注) 株式会社トーカンは、2021年4月12日に全株式を取得し三給株式会社を完全子会社といたしました。なお、三給株式会社の株式は、株式会社トーカンを通じての間接所有となっております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社トーカン	名古屋市熱田区川並町4番8号	17,371百万円	23,046百万円
国分中部株式会社	名古屋市北区浪打町二丁目35番地	5,277百万円	

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社の4社により構成され、食品・酒類等の商品に関する卸売業を主な事業の内容としております。

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

会 社 名	主 要 な 事 業 内 容
セントラルフオレストグループ株式会社(当社)	食品・酒類等の商品に関する卸売業等を行う会社の経営管理及びこれに附帯関連する一切の業務
株式会社トーカン	食料品を中心とする各種商品の卸売業、製造加工、日用一般品の販売等
国分中部株式会社	酒類・食品・関連消費財にわたる卸売業
三 給 株 式 会 社	給食向け食品卸売業

(7) 主要な営業所等

① 当社

本 社	名古屋市熱田区
-----	---------

② 子会社

株式会社トーカン

本 社	名古屋市熱田区	
営 業	愛知県 C V S 営業部、量販営業部、卸営業部、フードサービス営業部、惣菜営業部、王将営業部	
物 流	愛知県	名古屋定温センター、春日井定温センター、小牧常温センター、三好常温センター、豊川常温センター、愛西常温センター、大府ドライセンター、小牧菓子センター、名古屋ドライセンター、木曽川低温流通センター、瀬戸低温流通センター、岡崎低温センター、一宮低温流通センター、F S 小牧低温流通センター
	岐阜県	岐阜定温センター
	三重県	三重定温センター、津常温センター
	静岡県	富士定温センター、静岡吉田常温センター
	長野県	松本第2常温センター
	大阪府	松原定温センター
工 場	愛知県	名古屋工場、弥富工場

国分中部株式会社

本 社	名古屋市北区	
営 業	愛知県 卸事業部、低温フレッシュデリカ事業部	
支 店	愛知県	第一支店、第二支店、第三支店
	岐阜県	岐阜支店、岐阜支店高山営業所
	三重県	三重支店
	静岡県	静岡支店
	石川県	金沢支店
	福井県	福井支店

三給株式会社

本 社	愛知県岡崎市	
営 業	愛知県	マーケティング本部
支 店	静岡県	浜松営業所

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
710 [399]	140 [11]

- (注) 1. 従業員数は、役員、顧問、出向者を除き、受入出向者を含む正規雇用者数であります。
2. 従業員数の〔 〕は臨時従業員数（パート・アルバイト等非正規雇用者数）の年間平均雇用人数であります。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が140名、臨時従業員が11名それぞれ増加しておりますが、主として三給株式会社が連結子会社となったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
30 [3]	5 [△1]	37.2	12.1

- (注) 1. 従業員数は、役員、顧問、出向者を除き、受入出向者を含む正規雇用者数であります。
2. 当社の従業員数は、全員が子会社からの出向者であります。
3. 従業員数の〔 〕は臨時従業員数（パート・アルバイト等非正規雇用者数）の年間平均雇用人数であります。

(9) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,781,749株
- (3) 株主数 422名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
国分グループ本社株式会社	3,363,642	38.30
永津邦彦	648,800	7.38
セントラルフォレストグループ取引先持株会	387,000	4.40
永津眞紀子	320,800	3.65
株式会社三菱UFJ銀行	268,000	3.05
セントラルフォレストグループ社員持株会	242,578	2.76
豊田通商株式会社	222,000	2.52
株式会社壱番屋	211,000	2.40
永津嘉人	177,400	2.02
株式会社大垣共立銀行	160,000	1.82

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	永津嘉人	株式会社トーカン 代表取締役社長執行役員 営業本部長
代表取締役副社長	福井 稔	国分中部株式会社 代表取締役社長執行役員 兼低温フレッシュデリカ事業部長 国分グループ本社株式会社 執行役員 経営統括本部付部長
専務取締役	神谷 亨	経営統括本部管掌 株式会社トーカン 取締役 株式会社テスク 社外取締役（監査等委員） 三給株式会社 代表取締役会長 株式会社ヒカリ 代表取締役会長
取締役 (非常勤)	相澤正邦	国分中部株式会社 取締役(非常勤) 国分グループ本社株式会社 取締役常務執行役員 経営統括本部副本部長兼経営企画部長兼 サプライチェーン統括部長 兼イノベーション推進部長兼ヘルスケア統括部長 (物流統括部管掌) エコートレーディング株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	今井章博	株式会社トーカン 監査役（常勤）
取締役 (監査等委員)	高橋克紀	
取締役 (監査等委員)	奥山則康	

(注) 1. 当事業年度中に就任した取締役

2021年3月25日開催の第2期定時株主総会において、今井章博及び奥山則康の両氏は、監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。

2. 当事業年度中に退任した取締役

2021年3月25日開催の第2期定時株主総会終結の時をもって、鬼頭雅人及び中野克己の両氏は、任期満了により監査等委員である取締役を退任いたしました。

3. 取締役（監査等委員）高橋克紀及び奥山則康の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は両氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。

4. 当社は、社内事情に精通したものが重要な会議等への出席や会計監査人及び監査室との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、今井章博氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 取締役の報酬等の額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	92	82	10	3
取締役（監査等委員） (社外取締役を除く。)	8	8	—	2
社外取締役（監査等委員）	11	11	—	3

(注) 1. 上記にはグループ会社より受け入れている取締役に対する報酬も含まれております。

2. 上記には無報酬である取締役1名は含まれておりません。

② 役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針に係る事項

a. 監査等委員でない取締役の報酬は、固定報酬と業績に連動させた業績連動報酬（賞与）で構成されております。

固定報酬は役職ごとに定められた基本報酬と役員手当で構成されております。
業績連動報酬（賞与）は業績向上に対する意欲を一層高めるとともに、当社の業績に対する成果責任を明確にすることを意図したものであります。

監査等委員でない取締役の固定報酬額及び賞与額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定することとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみであり、その額は株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては導入しておりません。

b. 取締役の報酬限度額については、2020年3月19日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬等の総額は金3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役の報酬等の総額は金5千万円以内とすることを承認いただいております。

当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名（定款上の員数は10名以内）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名、定款上の員数は5名以内）です。

c. 監査等委員でない取締役の報酬制度及び算定方法等は、「役員の報酬及び賞与に関する規程」で定め、個別の具体的な支給金額について、2021年3月25日開催の取締役会において決議した個人別報酬の決定方針による当該規程に基づき算出され、監査等委員会との協議及び取締役会の決議に基づき、最終的には代表取締役社長である永津嘉人へ決定を委任しております。委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、個人別報酬の決定方針による規程に基づき監査等委員でない取締役の個人別報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 業績連動報酬（業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針、業績連動報酬に係る指標及び業績連動報酬額の決定方法等）

a. 監査等委員でない取締役の報酬は、固定報酬並びに全社業績及び個人業績と連動させた業績連動報酬(賞与)としております。固定報酬及び業績連動報酬の支払割合は、監査等委員でない取締役の責任に対する適切なインセンティブ付与の観点から決定しております。

b. 全社業績に連動する報酬は、連結経常利益及び取締役が兼務する子会社の経常利益を対象とし、指標としては当該期間の執行内容が強く反映される売上高対経常利益率と目標の達成率を用い、兼務割合を加味した上で支給額を決定しております。

c. 個人業績に連動する報酬は、社長以外の業務執行取締役は社長による評価を行ったうえで決定し、社長の評価は取締役会にて決定しております。

d. 額の決定方法は、各個の基本報酬に売上高対経常利益率と目標達成率を反映し、各個の役員手当に個人業績を反映したものを加えて算出しております。

e. 業績連動報酬に係る指標の実績

当該年度における業績連動報酬に係る指標の実績は以下のとおりであります。

・ 売上高対経常利益率 連結0.49%、㈱トーカン0.72%、国分中部㈱0.30%

・ 経常利益目標達成率 連結122.97%、㈱トーカン127.88%、

国分中部㈱156.67%

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社並びにその子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、全ての被保険者についてその保険料を全額会社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高橋 克紀	企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い知識と経験を基に、実効性の高い監査及び経営への指導・助言を行うなど、その職務・職責を適切に果たしております。なお、当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会8回のすべてに出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	奥山 則康	企業財務、人事、海外事業をはじめ、長年食品卸売業界に携わった専門性の高い知識と経験を活かし、質の高い監査及び経営への指導・助言を行うなど、その職務・職責を適切に果たしております。なお、監査等委員である取締役就任以降開催の取締役会10回及び監査等委員会6回のすべてに出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9百万円
当社及び当社の連結子会社が支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、太陽有限責任監査法人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠などを検討して同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、上記に準ずる場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを取締役会に請求いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備について

当社は、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整えるものとする。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人の企業倫理意識向上と法令遵守を目的に、当社グループにおけるコンプライアンス基本方針を定め、これを実行する体制及び規程を構築・整備し、各組織の活動に組み込むことによりコンプライアンスを推進する。また、具体的な行動基準として行動規範等を制定し、教育・研修等を通じて周知徹底を図る。
 - b. 取締役及び使用人への企業倫理意識等の浸透を図るため、これを推進する組織を設置する。当社グループのコンプライアンス管理規程に基づき、法令分野毎に定めた主管部門が法令等の制定・改廃に関する対応・教育・研修等を図るとともに、当社の法務総務部が総合主管部門として取組み状況を定期的に確認し、取締役会へ報告する。
 - c. 法令遵守の観点から、これに反する行為等の未然防止と早期発見・是正を目的に、当社グループの使用人を対象とした内部通報制度を設置し、当社グループの内部通報管理規程により適切な運用を行う。
 - d. 反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係をもたない体制を整える。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、当社グループの文書取扱いの定めに従い、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理し、取締役がいつでも閲覧できる状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理規程を制定し、当社グループの経営に大きな影響を及ぼすリスクの責任部署を定め、継続的にリスクを評価し、その未然防止と損失の最小化に努め、リスクを統括的に管理する体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役会を月1回開催し、適切な意思決定を図るとともに、業績の進捗状況の把握と情報の共有化にむけた体制を確保する。また、取締役会規程、意思決定に係る運用規程等の社内規程において責任と執行手続を定めることで、効率的かつ迅速に職務の執行が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、当社グループの管理規程を整備し、当社への決裁・報告の徹底を図ることで、当社グループの円滑な企業集団活動を実施する。また、当社の監査室が当社グループを監査し、監査等委員会と連携することによって当社グループにおける業務が適正に行われる体制を確保する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制
 - a. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査スタッフ」という。）を任命できるものとする。
 - b. 監査スタッフは、監査等委員会の指揮命令のもとに監査等委員会の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けないものとする。
 - c. 監査スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定は、監査等委員会の同意を得なければならない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・当社は、取締役及び使用人が監査等委員会に対して行う報告について、法令に定める事項の他、当社グループに関する次の事項とする。また、取締役及び使用人は、監査等委員会に対し重要な会議への出席を求め、重要な稟議書類を閲覧できる体制を整備し、必要に応じ説明することで報告体制の充実を図る。
 - a. 業務・財務に重大な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見した際の当該事項
 - b. 取締役・使用人等が法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為を行うおそれがあると考えられる際の当該事項
 - c. 会社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - d. 業績及び業績見込みの重要事項開示内容
 - e. 内部監査部門の責任者は、内部監査の実施状況又は業務遂行の状況及び内部統制に関する活動状況
 - f. 内部通報制度の責任者は、同制度の運用状況及び通報の内容

- g. 取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた際の当該事項
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員は、主要な会議に出席して意見を述べるとともに重要書類等の閲覧により取締役の職務の執行状況を確認し、代表取締役並びに会計監査人との間で定期的な会合を行い、意見交換できる体制を確保する。
 - b. 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に對し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、それを当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
 - c. 当社は、監査等委員の職務執行により生ずる費用等について、当該監査等委員の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告に係る内部統制運用管理規程を制定し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、不備があれば是正する体制を整備する。

上記の内部統制システムの運用状況は、以下のとおりであります。

- a. コンプライアンス管理規程に基づき、行動規範等の浸透や法令遵守状況の確認を実施しました。
- b. リスク管理規程に基づき、定期的なリスク評価と対応状況の判定を行い、対処すべきリスクの低減に努めました。
- c. 財務報告に係る内部統制運用管理規程に基づき、全社統制・ＩＴ統制、決算プロセス及び業務プロセスの運用状況を確認し、健全化に努めました。

(2) 取締役会による剰余金の配当等の権限行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な政策の一つとして位置付け、収益力の向上と安定した配当を継続してまいりたいと考えております。

また、内部留保につきましては、企業体質の強化と今後の事業発展のための資金として活用してまいりたいと考えております。

当期につきましては、取締役会において1株当たり15円の配当を行うことを決議し、年間配当は30円といたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產	90,577	流 動 負 債	79,709
現 金 及 び 預 金	14,103	支 払 手 形 及 び 買 挂 金	73,394
受 取 手 形 及 び 売 挂 金	48,806	未 払 金	4,880
商 品 及 び 製 品	11,183	未 払 法 人 税 等	403
原 材 料 及 び 貯 藏 品	54	賞 与 引 当 金	285
未 収 入 金	9,865	役 員 賞 与 引 当 金	10
預 け 金	5,901	そ の 他	733
そ の 他	671	固 定 負 債	3,213
貸 倒 引 当 金	△7	繰 延 税 金 負 債	1,310
固 定 資 產	20,890	債 務 保 証 損失引当金	150
有 形 固 定 資 產	8,452	退 職 給 付 に 係 る 負 債	10
建 物 及 び 構 築 物	3,030	資 產 除 去 債 務	527
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	141	そ の 他	1,215
工 具、器 具 及 び 備 品	143	負 債 合 計	82,922
土 地	4,618		
リ ー ス 資 產	518	(純 資 產 の 部)	
建 設 仮 勘 定	1	株 主 資 本	25,142
無 形 固 定 資 產	1,319	資 本 金	1,600
投 資 そ の 他 の 資 產	11,117	資 本 剰 余 金	6,053
投 資 有 価 証 券	7,920	利 益 剰 余 金	17,489
退 職 給 付 に 係 る 資 產	642	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,402
差 入 保 証 金	2,244	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,201
そ の 他	321	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	200
貸 倒 引 当 金	△11	純 資 產 合 計	28,545
資 產 合 計	111,468	負 債 純 資 產 合 計	111,468

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売 売 上 原	高 価	298,237
販 売 費 及 び	上 原	270,966
當 業 業 外	総 利 益	27,270
當 業 業 外	貲 一般 管 理 費	26,116
		1,153
當 業 支 払	受 取 利 息	21
當 業 支 払	受 取 配 当	119
當 業 売 電	電 取 収 入	47
當 業 そ の	の 他	164
		353
當 業 支 払	利 息 用 他	9
當 業 売 電	利 費 用 他	22
當 業 そ の	の 他	23
		55
經 特 別	常 利 益	1,451
固 定 資 產	売 却 益	100
投 資 有 価 証 券	売 却 益	73
資 產 除 去 債 務 戻 入	入 益	13
關 係 会 社 清 算	益	141
		328
特 別	損 失	
固 定 資 產 除 却	損 失	25
減 減 損 損	損 失	159
		184
稅 金 等 調 整 前	當 期 純 利 益	1,595
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅		
法 人 稅 等 調 整 額		563
當 期 純 利 益		△20
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る		543
當 期 純 利 益		1,052
		1,052

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2021年1月1日 残高	1,600	6,053	16,700	24,354
連結会計年度中の変動額				
剩 余 金 の 配 当			△263	△263
親会社株主に帰属する当期純利益			1,052	1,052
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	788	788
2021年12月31日 残高	1,600	6,053	17,489	25,142

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年1月1日 残高	3,606	179	3,785	28,140
連結会計年度中の変動額				
剩 余 金 の 配 当				△263
親会社株主に帰属する当期純利益				1,052
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△404	20	△383	△383
連結会計年度中の変動額合計	△404	20	△383	404
2021年12月31日 残高	3,201	200	3,402	28,545

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 產		流 動 負 債	33
現 金 及 び 預 金	372	未 払 金	12
未 収 還 付 法 人 税 等	317	未 払 法 人 税 等	2
そ の 他	54	未 払 消 費 税 等	4
固 定 資 產	22,674	役 員 賞 与 引 当 金	10
無 形 固 定 資 產	0	そ の 他	4
投 資 そ の 他 の 資 產	22,673	負 債 合 計	33
関 係 会 社 株 式	22,648	(純 資 產 の 部)	
投 資 有 価 証 券	25	株 主 資 本	23,013
		資 本 金	1,600
		資 本 剰 余 金	21,048
		資 本 準 備 金	400
		そ の 他 資 本 剰 余 金	20,648
		利 益 剰 余 金	364
		そ の 他 利 益 剰 余 金	364
		繰 越 利 益 剰 余 金	364
		純 資 產 合 計	23,013
資 產 合 計	23,046	負 債 純 資 產 合 計	23,046

損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
當 業 収 益		633
當 業 費 用		371
當 業 利 益		261
當 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他	0	0
經 常 利 益		261
税 引 前 当 期 純 利 益		261
法人税、住民税及び事業税	2	2
当 期 純 利 益		259

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	株主資本合計
		資 本 準 備 金	その他の資本 剰 余 金	その他の利益 剰 余 金	
2021年1月1日残高	1,600	400	20,648	368	23,017
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△263	△263
当 期 純 利 益				259	259
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△3	△3
2021年12月31日残高	1,600	400	20,648	364	23,013

	純 資 產 合 計
2021年1月1日残高	23,017
事業年度中の変動額	
剰 余 金 の 配 当	△263
当 期 純 利 益	259
事業年度中の変動額合計	△3
2021年12月31日残高	23,013

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

セントラルフォレストグループ 株式会社

取締役会御中

太陽有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 荒井 嶽

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 本田 一暁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラルフォレストグループ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルフォレストグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

セントラルフォレストグループ 株式会社
取締役会御中

太陽有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 荒井 嶽

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 本田 一暁

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラルフォレストグループ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構成及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

セントラルフォレストグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 今井章博 印

監査等委員 高橋克紀 印

監査等委員 奥山則康 印

(注) 監査等委員高橋克紀及び奥山則康は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしう提供）の削除及び変更後定款第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされました、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	永 津 嘉 人 (1975年10月1日生)	1999年4月 アサヒビール株式会社 入社 2004年3月 株式会社トーカン 入社 2008年12月 同社 執行役員 改善推進室長 2010年12月 同社 取締役執行役員 営業担当社長補佐兼改善推進室長 2011年10月 同社 取締役常務執行役員 営業担当兼改善推進室長 2013年10月 同社 取締役専務執行役員 営業本部長 2014年10月 同社 代表取締役執行役員社長 営業本部長 2019年4月 同社 代表取締役社長執行役員 営業本部長（現任） 当社 代表取締役社長（現任）	177,400株
[取締役候補者とした理由]			
永津嘉人氏は、当社グループの株式会社トーカンにおいて、代表取締役として中長期的な経営戦略を構築するなど優れたリーダーシップを発揮しております。また、2019年4月の当社設立時より代表取締役社長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営戦略を策定・推進できると判断し、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	ふく　い　　みのる 福井　　稔 (1961年12月14日生)	<p>1984年4月 国分株式会社（現 国分グループ本社株式会社）入社</p> <p>2012年1月 同社 北海道支社長</p> <p>2015年1月 同社 執行役員 中部支社長</p> <p>2016年1月 同社 執行役員 経営統括本部付部長（現任） 国分中部株式会社 代表取締役社長執行役員</p> <p>2019年4月 当社 代表取締役副社長（現任）</p> <p>2021年7月 国分中部株式会社 代表取締役社長執行役員兼 低温フレッシュデリカ事業部長（現任）</p>	400株

[取締役候補者とした理由]

福井稔氏は、国分グループにて要職を歴任した後、現在は当社グループである国分中部株式会社の代表取締役として変革にむけて強いリーダーシップを発揮しております。また、2019年4月の当社設立時より代表取締役副社長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの変革を推進するとともに、経営を統括できると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	かいみ や とおる 神 谷 亨 (1957年2月23日生)	<p>1979年3月 株式会社トーカン 入社</p> <p>2000年10月 同社 経営企画室長</p> <p>2001年12月 同社 取締役 経営企画室長</p> <p>2004年12月 同社 取締役執行役員 経営統括本部副本部長 (管理グループ担当) 兼経理部長</p> <p>2005年12月 同社 取締役常務執行役員 経営統括本部副本部長 (管理グループ担当) 兼経営企画室長</p> <p>2014年10月 同社 取締役専務執行役員 管理統括部長</p> <p>2016年6月 株式会社テスク 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2016年10月 株式会社トーカン 取締役専務執行役員 管理担当</p> <p>2019年4月 当社 専務取締役 経営統括本部管掌 (現任)</p> <p>2021年1月 株式会社トーカン 取締役 (現任)</p> <p>2021年4月 三給株式会社 代表取締役会長 (現任) 株式会社ヒカリ 代表取締役会長 (現任)</p>	15,300株

[取締役候補者とした理由]

神谷亨氏は、当社グループの株式会社トーカンにて内務部門の要職を歴任する中で豊富な知識と経験を有しております。2019年4月の当社設立時より専務取締役を務め、コーポレートガバナンスの推進及び内務部門全体の統括をしており、引き続き専門性の高い知識と経験を活かし、その職務・職責を適切に果たせると判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>しな だ ふみ たか 品 田 文 隆 (1964年7月21日生)</p>	<p>1988年4月 国分株式会社（現 国分グループ本社株式会社） 入社</p> <p>2017年3月 国分九州株式会社 執行役員経営統括部長兼 人事総務部長兼経理財務部長兼 物流・システム部長兼福岡業務センター部長</p> <p>2022年1月 国分グループ本社株式会社 執行役員 サプライチェーン統括部部長兼 イノベーション推進部部長兼 経営企画部部長（現任）</p>	一株

[取締役候補者とした理由]

品田文隆氏は、国分グループにて管理部門の要職を歴任し、現在は国分グループ本社株式会社の執行役員としてサプライチェーン統括部並びにイノベーション推進部及び経営企画部の部長を務めております。これまでの経歴から専門性の高い知識と経験を活かし、当社グループの経営戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 品田文隆氏は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者であります。
 3. 当社は保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 また、本議案により各候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任した場合は、2022年4月1日に当該保険契約において同内容を更新する予定であります。

(ご参考) 本議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役の有する主な経験や見識を踏まえ、該当する項目に●印をつけています。

氏名 (役職)	企業 経営	営業 ・ マーケ ティング	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク マネジ メント	ガバナ ンス ・ 内部 統制	IT ・ 物流	人事
永 津 嘉 人 (代表取締役社長)	●	●				●	
福 井 稔 (代表取締役副社長)	●	●				●	
神 谷 亨 (専務取締役)	●		●	●	●		●
品 田 文 隆 (取締役)	●		●	●		●	●
今 井 章 博 (常勤監査等委員)				●	●	●	
高 橋 克 紀 (監査等委員)	●	●		●			
奥 山 則 康 (監査等委員)	●		●			●	●

(注)上記一覧表は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役の有するすべての経験や見識を表すものではありません。

以 上

株主総会会場のご案内図

ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



【場 所】 名古屋市中区丸の内二丁目 4番 2号 名古屋銀行協会 5階大ホール

【T E L】 052-231-7851 (代表)

【交 通】 **地下鉄** 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩 6 分
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩 6 分
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩 8 分

市バス 名古屋駅バスターミナル (⑧番のりば) より「外堀通」下車すぐ
駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。